

## さくら市バドミントン協会 会則

(名称)

第1条 本会は、さくら市バドミントン協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、さくら市におけるアマチュアバドミントン競技の健全な普及発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技会および教室等の開催
- (2) 同じ目的を有する他の諸団体との連携
- (3) 対外競技会への代表選手の派遣
- (4) その他、本協会の目的に必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は、本協会の趣旨に賛同する個人でさくら市に在宅、在勤、在学する者をもって構成する。

2 前項の規定に該当しない者にあっても、賛助会員となることができる。

(経費)

第5条 本会の経費は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 練習参加費（1回400円、ただし初回の者は100円とすることができる。）
- (2) さくら市スポーツ協会からの補助金
- (3) 事業収入（競技会および教室等開催時の参加費等）
- (4) その他の収入

(会計年度)

第6条 本会の会計年度は、毎年3月1日から翌年2月末日とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 若干名

2 会計は、副会長が兼務することができる。

(役員を選出と任期)

第8条 役員を選出は、会員の互選により選出し、総会で承認を得る。

2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠または増員によって就任した役員任期は、他の役員残存期間とする。

4 役員は、その任期満了後であっても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時、その職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の資金を管理し、会計事務をする。
- (4) 会計監査は、本会の会計の監査をする。

(総会)

第10条 総会は、役員および出席を希望する会員ならびに賛助会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。

2 総会は、年1回、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。

3 議長は、会長をもって充てる。

4 決議は、出席人員の過半数を必要とする。この場合において、賛助会員も決議に加わることができるものとする。

5 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業ならびに収支決算の承認
- (2) 予算ならびに事業計画
- (3) 会則の改廃、役員承認
- (4) その他の重要事項

(雑則)

第11条 本会則に定めのない事項は、役員で協議して決定する。

(付則)

1 本会は、さくら市スポーツ協会の加盟団体となる。

2 本会則は、平成30年4月1日より施行する。

3 「1回300円」から「1回400円」に、「さくら市体育協会」から「さくら市スポーツ協会」に改め、令和2年4月1日より施行する。